

平成 22 年度地域福祉後見促進支援事業実施要領

(目的)

第 1 条 認知症高齢者の増加や障害を持つ方の地域生活の支援が推進される中、悪質商法による被害や独居の高齢者の孤独死などの問題が顕在化している。

本事業は、こうした方々を適切な社会支援システムにつなげることで、本人の権利を尊重し、その人らしい地域生活を送ることができるように成年後見制度の利用促進を図るために実施する。

平成 21 年度より実施しているモデル地域を中心とした福祉後見促進支援アドバイザーモデル事業、研修事業等を実施する。

また、事業の効果検証を行い、課題を挙げながら、今後、この仕組みを全県的に拡げていくことを目的とする。

(事業の内容)

第 2 条 本事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 福祉後見促進支援アドバイザーモデル事業（巡回訪問相談を含む）
- (2) 研修実施事業
- (3) 電話相談事業
- (4) その他、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（以下「本会」という）会長が必要と認める事業

(事務局)

第 3 条 本事業の事務局は、本会福祉部地域福祉・ボランティア課に置く。（以下、特段の記述がないときは「事務局」は本会福祉部地域福祉・ボランティア課を指す。）本事業の執行にかかる経費の支出は事務局において行う。

(モデル地域)

第 4 条 本事業におけるモデル地域を宇都宮・河内地区（宇都宮市及び上三川町）とする。

(地域福祉後見促進支援事業アドバイザーの選定及び業務)

第 5 条 本事業の円滑な実施のための検討、事例検討、事業の効果検証・課題抽出等を行うために地域福祉後見促進支援事業アドバイザー（以下「事業アドバイザー」という。）を置く。事業アドバイザーは学識経験者等から選定する。事業アドバイザーの業務は次のとおりとする。

- (1) 地域福祉後見促進支援事業連絡会議への参加
- (2) 福祉後見促進支援アドバイザー及び事務局へのアドバイス
- (3) その他必要な事項については、本会と協議のうえ実施する。

(福祉後見促進支援アドバイザーの選定及び業務内容)

第 6 条 福祉後見促進支援アドバイザーモデル事業を行うため、福祉後見促進支援アドバイザー（以下「スーパーバイザー」という。）を置く。スーパーバイザーは成年後見制度に精通し、実際に後見業務を行っている社会福祉士等の中から選定し、委託する。スーパーバイザーの業務は次のとおりとする。

(1) 相談援助業務

モデル地域内の相談支援機関（地域包括支援センター、障害者相談支援センター等）を訪問し、および相談を受け、成年後見制度活用の判断へのアドバイス、申立てのための実務的サポート、実際に後見業務にあたっている者へのアドバイス、市町村長申立ての支援を行う。

モデル地域内の事業所等から直接相談を受け付けた場合には、相談者が在住する圏域の相談支援機関（地域包括支援センター、障害者相談支援センター等）と協働して成年後見制度支援を行うよう努める。

また、クライアント（相談者）の同意を条件に、相談機関の求めに応じて相談機関に助言するほか、クライアントとの面談（訪問を含む）やケース会議への参加を行う。なお、スーパーバイザーが上記の相談援助業務を行った場合にはケース記録（別紙）を作成する。

(2) 地域福祉後見促進支援事業連絡会議への参加

本事業の円滑な実施のための検討、事例検討、事業の効果検証・課題抽出等を行うために開催する地域福祉後見促進支援事業連絡会議に参加する。

(3) 電話相談事業

県内全域を対象として相談を受ける。

相談は、スーパーバイザーに行い、原則電話にて終結するものとする。電話相談事業より得られた事例を元に連絡会議等において事例検討を通し、支援システムのあり方の検証につなげる。

(4) その他

その他事業を実施するうえで必要になった事項については、本会との協議のうえ、本会がモデル地域の行政機関等とも調整したうえで行う。

(研修実施事業の内容)

第7条 モデル地域の相談支援機関等に対して、成年後見制度の理解を深めるための研修を実施する。

(1) 相談支援機関向け研修

- ①対象 モデル地域内の地域包括支援センター職員、障害者相談支援センター職員、行政職員、社会福祉協議会職員、県障害者総合相談支援センター職員
- ②頻度 年4回
- ③内容 成年後見制度の理解促進のための研修
- ④その他 本事業の効果測定のため、研修受講者には初回、終回にアンケート回答の協力を依頼する。

(2) 事業所施設長（管理者）向け研修

- ①対象 モデル地域内の高齢者・障害者施設の施設長（管理者）
- ②頻度 年1回
- ③内容 本事業の周知、成年後見制度の理解促進のための研修

(3) 事業所職員向け研修

- ①対象 モデル地域内の高齢者・障害者施設の職員
- ②頻度 年1回（下記「出前講座」の実施状況によっては、内容が重複するため実施しないこともある）
- ③内容 本事業の周知、成年後見制度の理解促進のための研修

(4) 出前講座

- ①対象 モデル地域内の高齢者・障害者施設の役職員
- ②頻度 事業所等からの求めに応じて実施（第6条（1）に定める福祉後見促進支援アドバイザーが事業所を訪問する際に実施を兼ねることもある）
- ③内容 本事業の周知、成年後見制度の理解促進のための研修

（地域福祉後見促進支援事業連絡会議）

第8条 本事業の円滑な実施のための協議、事例検討、事業の効果検証・課題抽出等を行うために地域福祉後見促進事業連絡会議を開催する。この会議の内容等は次のとおりとする。

- （1）構成 事業アドバイザー、スーパーバイザー、事務局。ただし、必要に応じて弁護士、司法書士等の参加を求めることができる。
- （2）内容 本事業全体の課題掌握・解決、事例検討。研修事業におけるアンケート調査やスーパーバイザーからの課題提案等をとおして、事業の効果検証や課題整理を行う。

（本事業における個人情報及び事業所情報等の取り扱いについて）

第9条 本事業に関わるすべての者（事業アドバイザー、スーパーバイザー、事務局、第8条にいう地域福祉後見促進事業連絡会議に参加する弁護士、司法書士等）は、本事業の実施において把握した相談者等のプライバシーの保護に十分に配慮し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本事業に携わるものがその職から離れたとき、また本事業の終了後も同様とする。また、書類等については、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会個人情報保護規程、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会処務規程により適切な管理を行う。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

平成 22 年度地域福祉後見利用促進支援事業（電話相談事業）実施要綱

1 目 的

判断能力が不十分な方々の権利を保護するべく成年後見制度の活用促進が求められている。

本会が実施した本制度に係る第一次調査、第二次調査結果から、県内の地域の相談対応のための社会資源の不足や相談支援機関によっては、「制度利用の必要性を感じても支援につなげられない」といった課題がみられ、制度に特化した専門性の強化の必要性が顕在化した。

そこで、本事業では、相談支援機関職員等、相談対応にあたる支援者のバックアップ及び困難事例の発掘から支援課題を探り、県内相談支援システムの構築につなげることを目的として実施する。

2 内 容

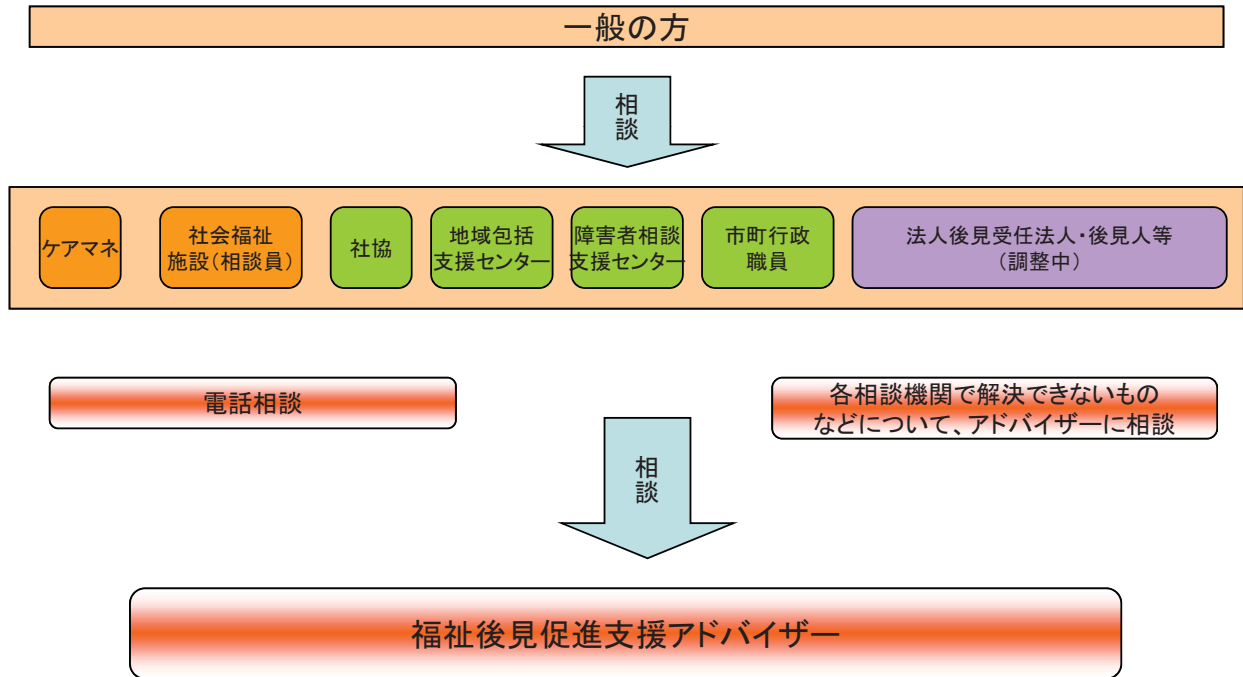
- (1) 相談支援機関（地域包括支援センター、障害者相談支援センターなど：別紙図参照）などにおける支援者が福祉後見促進支援アドバイザーに直接電話で相談する。内容はその都度電話にて完結するものとする。
- (2) アドバイザーに寄せられた相談は、アドバイザーがケースとして記録する。
- (3) (2) の記録をもとに、地域福祉後見促進支援事業連絡会議において、事例検討を行い、支援システムの検証として活用する。

3 対 象

県内全地域の相談支援機関等

※なお、一般の方からアドバイザーもしくは、本会に相談が寄せられた場合は、地域における支援の必要性が高いこと、その迅速性から該当地域の相談支援機関を紹介する。（支援者は、その後必要に応じてアドバイザーに相談を行う。）

地域福祉後見促進支援事業(電話相談事業概要)



●福祉後見促進支援アドバイザー(スーパーバイザー) 相談窓口

【開設期間】 平成23年3月31日(水)まで

【開設時間】 9:00~17:00(月~金)

※土・日・祭日、12月29日~1月3日を除く

【スーパーバイザー】

大門社会福祉士事務所 大門 亘(だいもん わたる)

TEL 090-7908-5398 FAX 028-636-2843

e-mail : wdaimon@di.mbn.or.jp

●事業に関する問い合わせ先

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会

福祉部 地域福祉・ボランティア課 品田・今井

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6

TEL 028-622-0525 FAX 028-621-5298

tiikiv@tochigikenshakyō.jp